

相談から解決まで

本学では、すべての構成員に相談・申し立ての権利を保障し、相談員を配置し、問題解決のための体制を整備しています。

相談予約

電話またはメールでご相談ください

相談

相談員と面談し、解決策を一緒に考えます

相談

あつせん

申立

どの方法を選択するか
相談者の希望によります

当事者と調整

ハラスメント
防止・対策委員会

関係部局との
調整もある

調査委員会

改善措置

理事長及び当事者へ報告

改善措置(処分)

解決

「ハラスメントかな？」と思ったら

一人で悩まずに、ハラスメント相談員に相談しましょう！
いつ、どこで、何をされたかなど、なるべく詳細な記録をとっておくことが大切です。

脅迫や不快な内容のメール、電話などがあった場合も記録をとっておくことが大切です。

ハラスメントを目撃したら

ハラスメントを目撃したり、困っている人がいたら、相談することをすすめましょう！

安心してご相談ください

本学にはハラスメントに関する相談員が設置されています。
相談員の氏名・連絡先は、大学のホームページで確認できます。

※相談員は、あなたのプライバシーを守りながら、親身になってご相談にのります。



日本社会事業大学 ハラスメント相談員

検索

〒204-8555 東京都清瀬市竹丘 3-1-30

【発行】 総務課 TEL 042(496)3000

ホームページ <https://www.jcsw.ac.jp/>

ハラスメントのない キャンパスを！



本学は、ハラスメントの防止に最大限努めるとともに、万一ハラスメントが発生した場合は、これに厳正迅速、適切に対処することを宣言します。

学校法人日本社会事業大学

ハラスメントとは？

大学での優越的な地位や職務上及び指導上の地位を利用して、相手の意に反して行われる個人の尊厳を傷つける行為をいいます。

行為者側にその意識がなくても、相手が不愉快と受け止めればそれはハラスメントという人権侵害に当たる可能性があります。

ハラスメントを起こさないために

- お互いの人格を尊重する姿勢を持ちましょう。
- とくに就学上のあるいは職務上の上位の人は、相手への十分な配慮をしましょう。
- お互いに指摘しあえるような人間関係でいられるような環境づくりに取り組みましょう。

ハラスメント相談 Q & A

- Q1. 相談員名簿の誰に相談すればよいのですか？
A1. どの相談員にでも相談できます。まずは、相談しやすい相談員へメールや電話で連絡してください。
- Q2. ハラスメントにあたるのか、わからないのですが相談できますか？
A2. ハラスメントに該当するか、わからなくてもまずは相談してみましょう。相談員と一緒に考えてくれます。
- Q3. 相談することで秘密が漏れることはありませんか？
A3. 相談員には、守秘義務が課されており、秘密が漏れることはありませんので、ご安心ください。
- Q4. 相談することで相手から報復されるのではと心配です。
A4. 相談員は必要に応じ相談者からの了解を得てから、行為者や関係者に事情を聴くことがあります。その際は「報復行為の禁止」について十分に説明します。万一、それでも報復行為があった場合は、それ自体問題であり、相談員が適切な対応をとります。

ハラスメントの例（たとえば、こんなことが.....）

つぎのような行為をし、相手が困ったり、相手の学習・研究、職場環境が悪化していたら、ハラスメントの可能性があります。

セクシュアル・ハラスメント

たとえば・・・

- 卑猥な発言をする
- 性的な経験を話したり質問をする
- unnecessary な身体接触をする
- 食事やデートにしつこく誘う
- 性的な冗談やからかいをする
- 体型、容姿、年齢、服装などについてことさらに言う
- 性的な関係を強要する

パワー・ハラスメント

たとえば・・・

- 優位的立場にある者がそうでない者に対して「ばか」「無能」など、人格を否定するような発言をする
- 他の教職員の面前における大声での威圧的な叱責を繰り返す
- 相手の能力を否定し、罵倒するような内容の電子メール等を相手を含む複数の教職員宛に送信する
- 相手が嫌がることを SNS 上に書き込む
- 職務上知り得た部下や同僚の個人情報を不当に他の教職員に告げて回る

※部下が上司へ、あるいは、同僚間で威圧的な言動を続ける場合にも、パワハラになる可能性があります。

アカデミック・ハラスメント

たとえば・・・

- 適正な指導の範囲を超えて、繰り返し大声で叱責する
- 正当な理由なく研究・教育上の指導を一切しない
- 正当な理由なく、文献・図書や研究機器類等の使用制限をしたり、研究活動を妨げる
- 特定の学生に対して指導を拒否したり、侮辱的な言辞を与える
- 正当な理由なく、面接等直接的なコミュニケーションを拒否する
- 成績評価や単位認定に不公平な対応をとる
- 就職や進路の妨害をする

妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント

たとえば・・・

- 育児休業の取得について部下に相談され、「男のくせに育児休業をとるなんてあり得ない」と言う
- 介護休業を取得したいと周囲に伝えた同僚に「自分なら請求しない。あなたもしない方がよい」と言う
- 上司・同僚が「妊娠するなら忙しい時期をさけるべきだったと言う